

議案第 89 号

大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 8 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例

大田原市企業誘致条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「健康増進法第26条第5項」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条の規定は、平成26年11月25日から適用する。